

(公財)北海道サッカー協会第3種委員会

北海道カブスリーグ、5ブロックカブスリーグ、15地区カブスリーグの実施について

①北海道カブスリーグU-15 兼 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ〇〇〇〇北海道(〇〇〇〇は西暦の数字)

- ・1部 10チームによる2回戦制 各チーム18試合 → 9位・10位が2部へ自動降格
- ・2部 10チームによる2回戦制 各チーム18試合 → 1位・2位が1部へ自動昇格
→ 9位・10位が所属ブロックカブスへ自動降格

②〇〇〇〇北海道ブロックカブスリーグ決勝大会 兼 道カブス2部リーグ参入戦(〇〇〇〇は西暦の数字)

- ・5ブロック6代表(前年度優勝ブロックがプラス1枠)による1回戦制 各チーム5試合
→ 1位・2位が道カブス2部へ自動昇格
- ・道カブス2部への昇格意志がないことを大会前に表明したチームが2位以上となった場合は以降繰り上げる
- ・①への昇格補欠順位1位→2位→…を決定しておく
- ・2024年度は札幌ブロックがプラス1枠

③北海道カブスリーグU-13 (1部&2部)

- ・①と同様のリーグ構成で、原則として、①の同日同会場と同カードを実施
- ・ただし、①1部に1stチーム、①2部に2ndチームが出場している場合、この③には1部のみで出場
- ・この「①2部の試合有り、③2部の試合無し」の箇所、前年度「北海道カブスリーグU-13 3部」(④)の上位2チームが試合をする権利を有する(3部リーグに出場+この2部リーグの一部の節に出場できる権利)
- ・この権利は辞退することもでき、その場合、他チームに繰り上げて付与することはない
- ・2024年度、この権利を有するのは、プレイフル函館ジュニアユース(辞退)とBIANCO NERO 旭川

④北海道カブスリーグU-13 3部

- ・年度ごとに北海道全域から出場チームを募る
- ・各チーム1日2試合、全5~6節での実施を原則とする
- ・前述(③)の通り、1位・2位のチームに、次年度の2部に一部参戦する権利を付与する

⑤高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ〇〇〇〇 ●●ブロックカブスリーグ(〇〇〇〇は西暦の数字)

※●●=道央 or 道東 or 道南 or 道北 or 札幌

- ・道東・道南・道北 8チームによる2回戦制
 - ・道央 8チーム×2リーグによる2回戦制
 - ・札幌 8チーム×3リーグによる2回戦制
- を原則として、チーム数やリーグ編成の見直しを今後行うブロックもあり
- 下位チームと直下地区カブスリーグ(⑥)上位チームとの自動入替や入替戦実施方法はブロック・地区裁量

⑥15地区カブスリーグU-15

- ・8チーム以上の2回戦制が望ましいが、1回戦制、前期後期の2期制、8チーム未満のリーグ編成なども可能~JFA補助金の対象とはならないリーグ戦、地区裁量
- ・参加チーム数の減少により、隣接する地区FAが合同でリーグ戦を行うこともあり得る
その場合、地区カブスリーグ決勝大会への出場枠は、合同で行う地区FA数とする
- ・⑤への昇格補欠順位1位→2位→…を決定しておく

⑦●●ブロックカブスリーグU-13

※●●=道央 or 道東 or 道南 or 道北 or 札幌

- ・実施方法はすべてブロック裁量

⑧15地区カブスリーグU-13

- ・実施方法はすべて地区裁量

(公財)北海道サッカー協会第3種委員会

各リーグ間の昇降格方法と参戦できないチームがあった場合の補充方法等についての規程

◆所属リーグに参戦できない(参戦できない可能性が発生した)チームがあった場合

- ・参戦できない理由は、原則として以下の4点に限る。他の特別な場合は、HKFA第3種委員会で審議する。
 - ①新入クラブ員、新入部員の見込人数不足、退クラブ・退部による人数不足で、チーム編成が困難な場合
 - ②指導者の異動に伴う後任者が確定しない場合
 - ③所属リーグ参戦に関わる経済的負担等への理解を得られない家庭のみでは、人数不足となる場合
 - ④年度当初に合同チーム編成や「地域クラブ」発足が困難である場合
- ・指導者は、参戦できない可能性が発生したならば、毎年3月所定の期日までに見込数を把握し、後任者を選任し、保護者説明会等の開催に努めること。その結果での、①～④いずれかの理由であれば不参戦可とする。
- ・参加申込受付、リーグ日程編成、会場調整等のために、不参戦を申し出る締切期日は以下の通りとする。
 - ①③～3月15日、⑤⑥⑦～ブロック・地区裁量で決定した日
- ・全リーグ共通で「急遽降格しなくてよくなった」は無し、「急遽昇格できることになった」は有り、とする。よって、すべてのリーグ戦間で、昇格補欠順位を決定しておくこと。
- ・不参戦チームのリーグ戦への復帰(③・④の場合は直下のリーグ戦もあり得る)は、所属地区の地区カブスリーグU-15(⑥)の最下位リーグに所属することを原則とする。
- ・すでに次年度に欠チームが出ることが確定しているリーグ戦は、その補充方法を監督会議等で確認してから開幕をすること。ブロック裁量、地区FA裁量で可、とする。

◆合同チームも昇降格に関わることを原則とする

- ・合同チームは、④以外のすべてのリーグ戦において昇降格に関わることを原則とする。
- ・所属リーグの異なる((例)地区カブス1部と2部)チームが合同チームを新たに編成する場合、その合同チームは、合同チーム発足前の主たるチームが所属する予定であったカテゴリーに所属することを原則とする。発足前の選手数や発足後のチーム代表(指導者)が所属している等、「主たるチーム」の判断は地区第3種委員長が行う。ただし、安易に勝利至上主義によるチーム編成とならぬように、可能な限り実力が伯仲するチーム同士の合同となるように留意すること。単年度単位ではなく、日常的に活動をともししているチーム同士による合同チームが数年間存続することが望ましい。
- ・年度末で合同チームを解消するチームは、数年前であろう合同チーム編成前の単独チーム時に所属していたリーグと解消直前の所属リーグが異なる場合、そのいずれかの下位リーグに所属して次年度参戦することを原則とするが、ブロック・地区裁量とする。

◆「地域クラブ」も昇降格に関わることを原則とする

- ・地域クラブは、すべてのリーグ戦において昇降格に関わることを原則とする。
- ・所属リーグの異なる((例)地区カブス1部と2部)複数チームをもとに地域クラブとして発足する場合、その地域クラブは、地域クラブ発足前の主たるチームが所属する予定であったカテゴリーに所属することを原則とする。発足前の選手数や発足後のチーム代表(指導者)が所属している等、「主たるチーム」の判断は地区第3種委員長が行う。
- ・複数の地域クラブがまとまってひとつの地域クラブとなる場合や、地域クラブに単独チームが吸収される場合等も同様とし、「主たるチーム」の判断は地区第3種委員長に委ねる。
- ・年度末で地域クラブを解消するチームは、数年前であろう地域クラブ発足前の単独チーム時に所属していたリーグと解消直前の所属リーグが異なる場合、そのいずれかの下位リーグに所属して次年度参戦することを原則とするが、ブロック・地区裁量とする。

※部活動の地域移行や地域クラブ化が大きく進捗し、地域クラブとして活動するチームが増加する状況から生まれる課題を精査し、本規程には適宜改正が加えられる。

2020年8月11日制定

2023年2月23日改訂

2024年2月23日三訂